



2026年10月30日

各 位

会 社 名 三菱化工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田中 利一
(コード：6331、東証プライム)
問合せ先 企画管理統括本部副本部長 兼 企画部長
中谷 朋喜
(TEL. 044-333-5354)

資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ

2026年9月30日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社と月島ホールディングス株式会社（以下、総称して「両社」といいます。）は、2027年4月1日（予定）をもって、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、当社を吸収分割会社、2026年9月30日付で設立した当社の完全子会社であるMKKネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継して当社を持株会社化し、本吸収分割の効力発生を条件として、両社による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、当該持株会社の下で一連の取引を実施して、グループ内の事業を再編することに合意しました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、①2027年3月31日（本吸収分割の効力発生日（2027年4月1日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日の前日）を効力発生日とする「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」、及び②2027年4月1日（本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日）を効力発生日とする「資本準備金の額の減少の件」について、2026年12月4日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

(1) 目的

今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります（以下「本減資等」といいます。）。

本減資等は、本臨時株主総会において、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」及び第5号議案「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」（第1号議案の詳細につきましては、本経営統合プレスリリースも併せてご参照ください。）が原案どおり承認可決されること、並びに2027年3月31日（本吸収分割の効力発生日（2027年4月1日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日の前日）の前日までに本吸収分割に係る吸収分割契約が解除等の理由により終了していないこと及び本吸収分割が中止されていないことを条件として、2027年3月31日（本吸収分割の効力発生日（2027年4月1日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日の前日）に効力を生じるものといたします。

(2) 資本金の額の減少の要領

①減少する資本金の額

3,856,975,000円

②資本金の額の減少の方法

減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振替いたします。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

①減少する資本準備金の額

4,202,882,463円

②資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振替いたします。

(4) 利益準備金の額の減少の要領

①減少する利益準備金の額

840,382,512円

②利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に振替いたします。

(5) 日程

①取締役会決議日	2026年10月30日
②臨時株主総会決議日	2026年12月4日（予定）
③債権者異議申述公告	2027年2月12日（予定）
④債権者異議申述最終期日	2027年3月12日（予定）
⑤効力発生日	2027年3月31日（予定）

(6) 今後の見通し

本減資等は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

2. 資本準備金の額の減少の件

(1) 目的

当社の株主の皆様への継続的な配当及び本経営統合後における自己株式の取得を含む今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります（以下「本減準備金」といいます。）。

本減準備金は、本臨時株主総会において、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第13号議案「資本準備金の額の減少の件」（第1号議案から第3号議案の詳細につきましては、本経営統合プレスリリース及び2026年10月30日付「臨時株主総会付議案の内容の決定に関するお知らせ」も併せてご参照ください。）が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））。本株式交換の効力発生日が変更された場合には、当該変更後の効力発生日に効力を生じるものといたします。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

①減少する資本準備金の額

43,000,000,000円

②資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振替いたします。

(3) 日程

①取締役会決議日	2026年10月30日
②臨時株主総会決議日	2026年12月4日（予定）
③債権者異議申述公告	2027年2月12日（予定）
④債権者異議申述最終期日	2027年3月12日（予定）
⑤効力発生日	2027年4月1日（予定）

(4) 今後の見通し

本減準備金は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上